

飯田市景観計画の変更（令和3年1月6日変更）

変更を行う箇所

- ・第4編 地域景観計画「第7章 龍江地区」の次に「第8章 上久堅地区」を追加する。
- ・別表4「景観育成特定地区における広告物等に関する基準」に「V. 上久堅地区」を追加する。

第8章 上久堅地区

1 地域景観計画の名称

上久堅地域景観計画

2 地域景観計画の土地の区域

上久堅地区全域

3 景観育成の目標

上久堅地区は、飯田市東部の伊那山地西麓に位置する豊かな自然に恵まれた中山間地域で、眺望に優れる多くのポイントと歴史のある飯田市史跡神の峰城跡などを有しています。身近に感じられる田園や森林などの自然景観と、人々の暮らしや営みにより地域固有の景観が形成されてきました。

地域にある風土が感じられる美しい景観の保全維持、又は更新をしていくことで地域景観の育成を図り、「美しい自然と共に 安心して住み続ける まちづくり」を目標に、地域の持続可能な発展を目指します。

4 景観育成の方針

上久堅地区は標高が高く、面積の多くを里山が占めており、身近にある田園や森林によって豊かな自然が形成されています。

農地、森林などの自然環境の保全を始め、建築物、工作物などの人工物の適正な維持管理や除却等により、地域の風土に合った景観形成を目指します。

この地域に住むことの良さを実感し生活ができるよう、これまで地区で検討されてきた方針を基本として、市や地域の方針と調和を図りながら景観の育成に取り組みます。

①基本的な方針

○景観育成の目標の実現

田園や森林等の豊かな自然環境を保全し、空き家や屋外広告物などの人工物の適正な維持管理又は除却等、上久堅地域の景観が壊されることのないよう全般的に検討します。

地域内の遊休農地や、空き家について地域で検討すると共に、景観に影響を及ぼす要因の一つである屋外広告物に関する基準の検討を行います。

また地域が推進する空き家対策、遊休農地対策等の取組みについて、市の方針に基づき、支援や助言などを行います。

②具体的な内容

○屋外広告物に関する制限

上久堅地区は、国道 256 号沿道、県道 83 号下条米川飯田線沿道を中心に既に屋外広告物が表示、設置されています。また、三遠南信自動車道の開通により、地区への来訪者が増加し、屋外広告物の設置の需要が見込まれます。

この地域にふさわしい景観を育成する観点から、まずは、屋外広告物に関する基準を強化します。強化するにあたっては、既に広告物等が表示・設置されている地区の状況を考慮し、届出制度により目標実現に向けてゆるやかに誘導する手法を用いることとします。

5 景観の育成のための行為の制限に関する事項

上久堅地区全域について、屋外広告物に関する行為の制限を強化し、飯田市景観条例第 4 条第 4 項の規定による景観育成特定地区に指定します。上久堅地区における広告物等の行為の制限に関する事項は、上久堅景観育成特定地区として別表 4 のとおりとします。

別表 4

景観育成特定地区における広告物等に関する基準

V. 上久堅景観育成特定地区

上久堅景観育成特定地区（上久堅地区全域）に係る行為の制限は次のとおりとする。

（●は適用を示す）

行 為 の 基 準		田園地域	山地・高原
ア. 広告物等の形態意匠	(ア) 配 置		
	・ 道路等からできるだけ後退させるよう努めること。	●	●
	・ 河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。	●	●
	(イ) 意匠等		
	・ 基調となる周辺景観に調和する意匠・形態とし、必要最小限の規模とすること。	●	●
(ウ) 材 料	・ 周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離の生じにくいもの	●	●
	とすること。		
(エ) 色 彩	・ 反射光のある素材は使用しないこと。	●	●
	【色 調】		
	・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や緑地の景観と調和した色調とすること。	●	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然環境と調和した色調とすること。 <p>【色相・色数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。 ・ 地色の色数を3以下とすること。(全体の面積の10分の1以下の色(合計面積)を含まない) <p>【彩度】(マンセル表色系による彩度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地色の彩度8以下 <p>【動光等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動光、点滅、ネオン、照度及び色相等の変化をするものその他これらに類するものを避けること。 	●	●
イ. 建築物又は 工作物を利用 した広告物等 の規模等	<p>(ア) 屋上広告物</p> <p>【本体の高さ】 建築物又は工作物よりの高さ3メートル以下</p> <p>【建築物又は工作物の高さに対する割合】 建築物又は工作物の高さの10分の4以下</p> <p>【その他】 建築物又は工作物から横にはみ出さないこと</p> <p>(イ) 壁面広告物</p> <p>【表示面積】 合計面積が広告物等を表示する壁面の面積の10分の2以下</p> <p>(ウ) 袖看板</p> <p>【下端の高さ】 道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては2.5メートル以上</p> <p>【壁面からの出幅】 壁面より1.5メートル以下</p> <p>【道路上の出幅】 道路上の出幅1.0メートル以下</p> <p>【その他】 建築物又は工作物の壁面の上端を越えないこと。</p>	●	●
ウ. 地上に設置 する広告物 等	<p>【高さ】 地上よりの高さ5メートル以下、自己用の広告物以外のものにあっては4メートル以下</p> <p>【表示面積】 合計10平方メートル以下かつ一の広告物につき5平方メートル(一の広告物の最大見つけ面積による。以下同じ。)以下、自己用の広告物以外のものにあっては8平方メートル以下かつ一の広告物につき4平方メートル以下</p>	●	●

エ. 広告物等の 面積	<p>広告物等の面積は、30 平方メートル以下、自己用の広告物等以外のものにあつては8平方メートル以下かつ一の広告物につき4平方メートル以下</p>	●	●
オ. 広告物等へ の外部から の照明等	<p>(ア) 周辺との調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 照明を行う場合は、周辺の建築物、工作物及びその他の物件並びに周辺自然景観との調和に留意すること。 <p>(イ) 動光等と照明時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物等を照明する場合は、白色光を原則とし、動光、点滅、照度の変化その他の変化をしないこと。 ・ 営業時間外は照明しないこと。 	●	●